

平成25年（健厚）第548号

平成26年2月28日

主文

審査請求人らの本件各審査請求をいずれも却下する。

理由

第1 本件審査請求の趣旨

審査請求人a社代表取締役A（以下「請求人A」という。）及び審査請求人B（以下「請求人B」といい、請求人Aと併せて、「請求人ら」という。）の審査請求の趣旨は、日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員が平成〇〇年〇月〇日付でした、後記第2の3記載の原処分を取り消すことを求めるということである。

第2 本件審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人らが本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人Aは、その名称をa社（代表者は、代表取締役A。以下「a社」という。）と称する健康保険法（以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）上の適用事業所の事業主である。a社は、仏壇仏具その他宗教用具の製造及び販売等を目的として昭和〇年〇月〇日に設立された会社である。
- 2 a社は、本裁決書添付の別紙1（「滞納金額目録」）記載のとおり、健康保険料合計〇〇〇万〇〇〇〇〇円、厚生年金保険料合計〇〇〇万〇〇〇〇〇円、児童手当拠出金合計〇万〇〇〇〇円及び延滞金合計〇〇〇万〇〇〇〇円の総計〇〇〇〇万〇〇〇〇円を滞納していた（健康保険料及び厚生年金保険料を「社会保険料」といい、これらに対する延滞金を併せて「滞納社会保険料等」という。）。
- 3 日本年金機構は、厚生労働大臣から、社会保険料に関する国税滞納処分の例による処分、国税徴収の例によるとされる徴収に係る権限を委任されているところ、日本年金機構〇〇年金事務所（以下

「本件事務所」という。）徴収職員（以下「本件徴収職員」という。）は、平成〇年〇月〇日、滞納社会保険料等を徴収するため、a社が第三債務者株式会社b銀行（以下「b銀行」という。）（c支店扱い）に対して有する口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇の普通預金口座（口座名義人は「a社代理人弁護士B」。以下「本件預金口座」という。）の同日現在の預金〇〇万〇〇〇〇〇〇円の払戻請求権及び差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権を差し押さえる処分（以下、この処分（児童手当拠出金に係る部分を除く。）を「原処分」といい、原処分の対象たる当該預金債権及び確定利息払戻請求権を「本件被差押債権」という。）をし、同日、第三債務者に対し、債権差押通知書を交付した。

- 4 請求人らは原処分を不服として、当審査会に審査請求をした。請求人らが主張する不服の理由は、本裁決書添付の別紙2（「審査請求書」）記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

- 1 請求人Aの審査請求についての判断
 - (1) 健保法第190条及び厚年法第91条は、保険料その他両法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分、健保法第180条、厚年法第86条の各規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができると規定しているが、これらの処分に不服がある場合の審査請求制度は、国民の権利救済のための手続であるから、不服申立ての利益がある場合でなければこれをすることができないものと解するのが相当である。そして、その不服申立ての利益の有無は、不服申立人の主張が認められたとすれば、得られるであろう法律上の利益があるか、否かという観点から検討すべきであり、その結果、不服申立人の主張が認められたとしても、何らの権利又は法律上の利益が得られない場合には、不服申立ての利益がないから、その不服申立ては認められな

いというべきである。

- (2) これを本件についてみるに、請求人Aの本件審査請求の理由として主張するところのものは、本件被差押債権は、a社に帰属するものではなく、第三者である請求人Bに帰属する財産であり、滞納者に帰属しない財産を差し押さえた原処分は、違法であるというのである。しかしながら、請求人Aが主張するように、仮に、本件被差押債権がa社に帰属するものでないとするのであれば、a社は、原処分により何らの不利益を被っていないというべきであり、請求人Aの上記主張が認められたとしても、請求人Aは、何らの権利又は法律上の利益が得られないといえるから、請求人Aには不服申立ての利益がない。なお、原処分が請求人Aあるいはa社と請求人Bとの間の法律関係又は当該法律関係に基づく権利義務関係に何らかの影響があるとしても、その不利益を回避することは、原処分を取り消すことによって得られる法律上の利益とはいえない。したがって、請求人Aの本件審査請求は不適法であり、事柄の性質上その補正をすることもできないから、これを却下すべきである。

2 請求人Bの審査請求について

(1) 請求人Bの当事者適格について

ア 健保法第190条は、保険料の賦課若しくは、保険料等の徴収の処分又は同法第180条所定の保険料等の督促及び滞納処分に不服のある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる旨を規定し、厚年法第91条は、保険料の賦課若しくは徴収の処分又は同法第86条所定の保険料の督促及び滞納処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる旨を規定している。

イ 原処分は、a社を名宛人として、a社に対してなされたものであり、請求人Bに対してなされたものでは

ない。したがって、請求人Bは、原処分の相手方の事業主ではないから、原処分について審査請求をすることのできる地位にはない。しかし、行政事件訴訟法第9条は、処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り提起することができると規定し（第1項）、処分の相手方以外の者について前項の法律上の利益の有無を判断するに当たって裁判所が考慮すべき事項等を定めている（第2項）ことからして、請求人Bが原処分の相手方以外の者であることを理由として、審査請求をすることができないということには疑問の余地がある。

ウ そこで、検討するに、行政事件訴訟法第9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条第1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいる法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁判所平成16年（行ヒ）第114号同17年12月7日大法廷判決・民集第59巻10号2645頁）。そして、当該処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみに

よることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときは、その趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（同条第2項参照）。

エ 上記の観点から、原処分の名宛人ではない請求人Bが原処分に対する審査請求についての審査請求人たる当事者適格を有するかどうかについて検討する。

健保法第180条第1項は、督促を受けた納付義務者がその指定する期限までに保険料を納付しないときは、保険者等は国税滞納処分の例によってこれを処分することとしており、厚年法第86条第5項も同旨を規定し、健保法第183条及び厚年法第89条は、保険料その他これらの法律の規定による徴収金は、これらの法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定するから、原処分の根拠法規は国税徴収法となるところ、国税徴収法は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じ国税収入を確保することを目的とし（第1条）、国税と私債権との関係につき、国税優先の原則（第8条）を定める一方で、一定の例外を認めるとともに（第15条ないし第25条）、滞納処分において、差押財産を選択するに当たっては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産に付き第三者が有する

権利を害さないように努めるべきことを定め（第49条）、徴収職員は、滞納者に督促状を発しても所定の期限までに完納しないなどの事由があるときは、滞納者の国税につきその財産を差し押さえないかなければならないが（第47条第1項）、事柄の性質上、滞納処分としての差押えの対象となる財産は、差押えをするときに滞納者に帰属しているものでなければならず、債権の差押えに当たっては、被差押債権が滞納者に帰属するかどうかの判定について、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められるか否かを参考として行うものとされている（国税徴収法基本通達47条関係5、20の（7）参照）。そして、原処分の対象が第三債務者たるb銀行に対する預金債権及び確定利息の払戻請求権という憲法第29条第1項所定の財産権であることを考慮すると、請求人Bが本件被差押債権が請求人Bに帰属するものであると主張したときは、請求人Bが本件被差押債権の債権者であると証拠上認定することができるのであれば、請求人Bは上記「法律上の利益を有する者」に当たると解するのが相当であるが、証拠上そのように認定することができない場合には、特段の事情のない限り、原処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるとはいえないから、請求人Bは、上記「法律上の利益を有する者」には当たらないというべきである。

オ そこで、検討するに、本件被差押債権の中核をなす本件預金債権は、その口座名義が「a社代理人弁護士B」であることは証拠上明らかであり、当事者間にも争いがない。そして、預金は、その資金を出捐した者に帰属するが、普通預金は、銀行と

の間で取引約款に基づく普通預金契約を締結して、普通預金口座を開設し金員を消費寄託することにより成立するものであり、預金者は、普通預金口座開設後はいつでも自由に出入金を行うことができる継続的取引であって、口座に入金する都度、入金額についての消費寄託契約が成立するが、このようにして発生した預金債権は、口座の既存の預金債権と一体となって、一個の預金債権として扱われるものであるから、このような性質を持つ預金債権について、ある特定の時点で預金口座に残高として残っている預金の出捐者を確定し、預金者を誰と確定するには、単に、口座名義人が誰か、届出印鑑が誰のものかのみによることなく、預金口座の開設者、預金原資の出捐者、口座の管理及び支配者、管理状況等をも総合して判断すべきである。

カ これを本件預金口座についてみるに、本件記録によると、a社は、不況の影響により事業継続が困難とみられる状況となり、平成〇年〇月頃、弁護士である請求人Bに相談したところ、請求人Bから、事業再建の見込みは乏しく破産手続により債務整理をせざるを得ない旨の助言を得た。そこで、a社は、同年〇月下旬頃、請求人Bに対し、自己破産申立て等の破産手続による債務整理に関する事務等を委任し、その頃、a社と請求人Bとの間において、上記手続に関する委任契約が締結されたこと、請求人Bは、平成〇年〇月〇日に、知れたる債権者に対し、委任者であるa社のためにすることを示して、今後破産手続開始決定申立てを予定していることを通知するとともに、各債権者において独自の取立てを禁ずる旨を通知し、その事業所の入口にも同旨の通知文が掲出されたこと、本件徴収職員は、同年〇月〇日に本件事業所に臨場したが、本

件事業所は無人であり、上記の通知文が掲出されていることを確認したこと、a社は同年〇月〇日頃、請求人Bとの間で破産手続に要する費用を確保するため、在庫品処分により得られる資金等をこれに充てることとし、それらの金銭を保管する預金口座を開設することを協議したが、その際、新設される当該預金口座に寄託される預金は全て破産手続による債務整理のための費用として支弁することとし、残金があったときは破産管財人に引き渡されるものであることから、当該預金口座に係る預金債権はa社に帰属するものではなく、破産手続に関する法律事務を受任した弁護士である請求人Bに帰属するものであることをa社及び請求人Bが合意したこと、請求人Bは、同年〇月〇日、a社から〇〇万〇〇〇〇円を預かり、この〇〇万〇〇〇〇円を入金して（〇万〇〇〇〇円及び〇〇万円とに分けて入金）本件預金口座を開設したが、その際の本人確認資料として請求人Bの自動車運転免許証を添付書類として提出し、届出印は日頃弁護士業務に使用している請求人Bの職印を届け出たこと、しかして、本件預金口座にかかる預金通帳が作成されてこれが請求人Bに交付され、上記預金通帳及び届出印は請求人Bがこれらを管理し、a社あるいは請求人Aがその管理に関わったことはなかったこと、本件預金口座には同月〇日に〇〇万円が入金されたほか、同月〇日に決算利息〇円が振替入金され、同月〇日に在庫品処分代金〇〇万〇〇〇〇円の入金があり、同年〇月〇日には〇〇労働局から〇万〇〇〇〇円が入金されて残高が〇〇万〇〇〇〇円となり、以後の入金及び出金はなかったことの各事実が認められ、上記認定を覆すに足りる証拠はない。

更に、本件記録によると、本件徴収職員を含む徴収職員は、a社の財産調査を継続し、請求人A宅への臨場調査（不在）、a社の各取引金融機関に対する銀行取引の有無等の照会、請求人Aの住民票謄本の取得、a社の商業登記の登記事項証明書取得、不動産登記簿の調査等を行っていたが、同年〇月〇日、b銀行本店に対し、文書で、a社との銀行取引に関する照会をしたこと、b銀行本店は、同年〇月〇日、本件事務所に対し、本件口座が開設されており、届出住所は「〇〇市〇区〇〇〇〇ー〇ー〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇階（注：請求人Aの再審査請求代理人ら及び請求人Bが所属する法律事務所の所在地である。）である旨の回答をしたこと、本件徴収職員は、同年〇月〇日破産手続に関する事務を受任した弁護士である請求人Bに対して架電し、破産申立手続の進行状況を尋ねたところ、請求人Bは、現在申立準備中であり、同月末までには書類を取りそろえ、〇月中には破産手続開始決定を得られるようにしている旨の回答を得たことから、同年〇月〇日、本件徴収職員がb銀行c支店に臨場して原処分をし、b銀行（第三債務者）c支店支店長代理に差押調書謄本を交付し、a社に対しては、同日、簡易書留郵便にて差押調書謄本を送付したこと、同日、徴収職員は、第三債務者から被差押債権の弁済を受領したこと、徴収職員は、同月〇日、配当期日を同月〇日午前〇時と指定した上、配当計算書を作成してa社に対し配当計算書謄本を送付したこと、徴収職員は、上記配当期日において、上記弁済金を本件事務所収納職員に引き渡したこと、上記収納職員は、上記引渡に係る金銭を滞納保険料等のうち、平成〇年〇月分、〇月分及び〇月分に充当したことの各事実が認められる。

キ 上記力の認定事実によると、請求人Bはa社から適法な弁護士業務の一環として、破産手続申立て等による債務整理事務の委任を受け、その事務遂行のための費用として〇〇万〇〇〇〇円を受領し、「a社代理人弁護士B」の名義の本件預金口座を開設してこれを入金し、以後、原処分まで本件預金口座の預金通帳及び上記届出印を管理していたことが認められるのである。このように、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は民法上は同法第649条の規定する前払費用に当たるものと解されるところ、前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである（最高裁判所平成13年（行ヒ）第274号同15年6月12日第一小法廷判決・民集第57巻6号563頁参照）。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後、これを委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、精算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことになるものである（委任者について破産手続開始の決定がなされた場合には、精算した残金は、破産管財人に引き渡すべきことになる。）。そうすると、上記〇〇万〇〇〇〇円は、請求人Bがa社から交付を受けた時点において、請求人Bに帰属するものとなったものであり、本件預金口座は、請求人Bが、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したものである。これらによると、本件預

金口座は、請求人Bが自己に帰属する財産をもって自己の名義であることを示す「a社代理人弁護士B」との名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、第三債務者との間で本件預金口座に係る預金契約を締結したのは、請求人Bであり、本件預金口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、請求人Bの第三債務者に対する債権であると認めるのが相当である（なお、その後に入金されたものについては、a社と請求人Bとの上記認定の委任契約により、入金の時点において、前払費用として、a社から請求人Bに対して引き渡されたものと認められる。）。

ク 以上の認定及び判断の結果によると、請求人Bは本件被差押債権が請求人Bに帰属するものであると主張するところ、請求人Bが本件被差押債権の債権者であることが証拠により認定することができるのであるから、請求人Bは、原処分の取消しを求めるについて、行政事件訴訟法第9条第1項所定の法律上の利益を有する者に該当するといえる。

(2) 審査請求人Bの審査請求の利益について

ア 健保法第190条及び厚年法第91条は、保険料その他両法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分、健保法第180条、厚年法第86条の各規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができると規定しているが、これらの処分に不服がある場合の審査請求制度は、国民の権利救済のための手続であるから、不服申立ての利益がある場合でなければこれを行うことができないものと解するのが相当である。そして、その不服申立ての利益の有無は、不服申立人の主張が認められたとす

れば、得られるであろう法律上の利益があるか、否かという観点から検討すべきであり、その結果、不服申立人の主張が認められたとしても、何らの権利又は法律上の利益が得られない場合には、不服申立ての利益がないから、その不服申立ては認められないというべきである。

イ これを本件についてみるに、上記認定事実によると、本件被差押債権は、平成〇年〇月〇日、本件徴収職員による取立てが行われ、第三債務者から本件徴収職員に弁済されていること及び同月〇日には配当期日が開かれて配当が行われ、同日、配当金として収納職員に交付された金員が滞納社会保険料等に充当されていることが認められる。そして、上記取立てから充当までの一連の手続について、請求人Bから審査請求がなかったことは当審査会に顕著な事実である。そうすると、原処分は、目的を達してその効力が消滅しているから、請求人Bには、その取消しを求める法律上の利益はない。したがって、請求人Bの本件審査請求は不適法であり、事柄の性質上その補正をすることもできないから、これを却下すべきである。

3 以上の認定及び判断の結果によると、本件各審査請求は、いずれも不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかであるから、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条により、これらをいずれも却下することとして、主文のとおり裁決する。